

●香川県告示第103号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成21年3月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第18号
- 2 指 定 年 月 日 平成21年2月18日
- 3 指定道路の位置 丸亀市津森町字高丸1098番2、1098番4及び1098番5
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.00メートル及び6.00メートル
延長 71.59メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。